

北彩都ガーデンファンクラブ要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北彩都ガーデンファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(ファンクラブ会員)

第2条 ファンクラブ会員（以下「会員」という。）は、サポート費用を「あさひかわ北彩都ガーデン花苗植栽費等寄附金」として旭川市に寄附する形であさひかわ北彩都ガーデンを支援するものとする。

2 ファンクラブ会員の種類、サポート費用、期間及び特典については別表のとおりとする。

(申請)

第3条 会員としてあさひかわ北彩都ガーデンを支援しようとする者は、あらかじめ、北彩都ガーデン寄附申請書（様式第1号または様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 未成年者の申請については、申請の際に親権者が承諾した証明として、親権者の記名、押印を求めるものとする。

(認定)

第4条 指定管理者は、個人においてはサポート費用を収納したとき、会員として認定するものとする。

2 企業及び団体等においては、次の各号のいずれにも該当しないことを確認の上、市の指定する口座への入金が確認されたとき、会員として認定するものとする。

(1)法令等に抵触するものはそのおそれのあるもの

(2)公序良俗に反するおそれのあるもの

(3)政治性のあるもの

(4)宗教性のあるもの

(5)貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定される貸金業に関するもの

(6)飲食店や遊技場等で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当するもの

(7)消費生活センターなどの公的機関に苦情があつたり、紛争となつてゐたり、マスコミなどで問題となつてゐたりするもの

(8)その他、適当でないと認められるもの

3 指定管理者は、認定した会員を会員登録台帳に登録するとともに、個人にはファンクラブ会員証（以下「会員証」という。）、企業又は団体にはファンクラブ会員認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

4 認定しなかった場合については、理由を付して申請者に対し書面により通知するものとする。

(取消)

第5条 市及び指定管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの要領の規定若しくはその規定に基づく指示に違反し、若しくは従わないときは、手続きを要することなく会員に関する認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) ファンクラブ制度、会員証及び認定証等を目的外で利用したとき

(2) その他会員として適切でないと市長が認めたとき

(費用の返還)

第6条 既納のサポート費用についての返還は行わないものとする。

(会員の責務)

第7条 会員は、第三者に権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。

2 ファンクラブ制度における権利、会員証及び認定証の使用等に関し、第三者から損害を被ったという請求がなされたときは、会員の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

別表（第2条関係）

| ファンクラブ会員の種類 | サポート期間 | サポート費用（年額） | 特典 (サポート期間中のみ) |
|-------------------------------|--------------|--------------------------------|--|
| 北彩都ガーデン ファンクラブ (個人) | 申請日から1年間とする。 | 1口以上 (1口 1,000円の 現金) | ① ファンクラブ会員証 ② ファンクラブ通信(年2回) ③ ポストカードプレゼント ④ 会員証の提示でガーデン号無料乗車が可能(6~9月) ⑤ 氏名をあさひかわ北彩都ガーデン公式ホームページ(指定管理者運用)のファンクラブ会員紹介ページに表示(希望者のみ) |
| 北彩都ガーデン ファンクラブ (企業又は団体) | 申請日から1年間とする。 | 1口以上 (1口 10,000円の 現金) | ① ファンクラブ会員認定証 ② ファンクラブ通信(年2回) ③ ポストカードプレゼント ④ 会員証の提示でガーデン号無料乗車が可能(6~9月) ⑤ 企業・団体名等をあさひかわ北彩都ガーデン公式ホームページ(指定管理者運用)のファンクラブ会員紹介ページに表示 ⑥ 10口以上の場合は、あさひかわ北彩都ガーデン公式ホームページ(指定管理者運用)のトップページにバナー表示 |

※氏名等のホームページへの表示期間は、原則サポート期間内とする。

(様式第1号：個人用)

年 月 日

(あて先) 指定管理者

郵便番号 一

(申請者) 住所又は所在地

氏名又は名称

連絡先 電 話 :

メール：

(申請者が未成年の場合は、以下ご記入ください)

保護者住所

保護者氏名

印

保護者連絡先 電 話：

メール：

北彩都ガーデン寄附申請書

次の金額を「サポート費用」として旭川市に寄附したいので申し込みます。

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|
| 金 | | | | | | | O | O | O | 円 |
|---|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|

(サポート費用：1□1千円 □数は何□でも可)

但し、あさひかわ北彩都ガーデン花苗植栽等費として活用してください。

1 ホームページ等での公表について

公表しても良いです 公表を希望しません

サポート費用を寄附された方のご芳名及びご住所（市区町村名のみ）について、あさひかわ北彩都ガーデンホームページ他にて公表する予定ですが、匿名を希望される場合は「公表を希望しません」にチェックをお願いします。

2 注意事項

(1)会員証などの送付、ホームページへの表示については、申請の日からある程度の日数を要する場合があります。

(2)寄附金受領証明書は、後日、旭川市から送付いたします。緊急を要する場合はご連絡ください。

問い合わせ：旭川市土木部公園みどり課 電話 0166-25-9705
あさひかわ北彩都ガーデン※ 電話 0166-74-5966
Fax 0166-74-5967

※指定管理者（寄附金収納業務代行）公益財団法人旭川市公園緑地協会

(様式第2号：企業又は団体用)

年 月 日

(あて先) 指定管理者

郵便番号 一

(申請者) 住所又は所在地

法人又は団体の名称

代表者の氏名

(印)

連絡先 担当者：

電話：

メール：

北彩都ガーデン寄附申請書

次の金額を「サポート費用」として旭川市に寄附したいので申し込みます。

| | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|---|---|---|---|---|
| 金 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | 円 |
|---|--|--|--|--|--|---|---|---|---|---|

(サポート費用：1□1万円 □数は何□でも可)

但し、あさひかわ北彩都ガーデン花苗植栽等費として活用してください。

1 ホームページ等での公表について

サポート費用を寄附された企業・団体名及びご住所（市区町村名のみ）について、あさひかわ北彩都ガーデンホームページにて公表する予定ですが、匿名を希望される場合は「公表を希望しません」にチェックをお願いします。

公表を希望します 公表を希望しません

10□以上寄附をされた場合

サポート費用を寄附された企業・団体名について、あさひかわ北彩都ガーデンホームページのトップページにてバナー表示する予定ですが、匿名を希望される場合は「公表を希望しません」にチェックをお願いします。

バナー表示を希望します バナー表示を希望しません

2 注意事項

(1)会員証などの送付、ホームページへの表示については、申請の日からある程度の日数を要する場合があります。

(2)寄附金受領証明書は、後日、旭川市から送付いたします。緊急を要する場合はご連絡ください。

問い合わせ：旭川市土木部公園みどり課 電話 0166-25-9705

あさひかわ北彩都ガーデン※ 電話 0166-74-5966

Fax 0166-74-5967

※指定管理者（寄附金収納業務代行）公益財団法人旭川市公園緑地協会